平成２２年（フ）第１１号
沖縄県名護市字屋部188番地
債務者　岸本ロシタバルド
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第１２号
沖縄県国頭郡本部町字渡久地21番地ＫＨＡＰ３－Ｂ
債務者　床次　正和
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第１７号
沖縄県国頭郡金武町字金武4321番地　奥間アパート301号
債務者　亀谷　　翔
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第９８号
長野県下水内郡栄村大字北信1616番地
債務者　廣瀬佐代子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
長野県下高井郡木島平村大字上木島3853番地２
債務者　奥谷　清彦
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８号
山口県下関市稗田北町３番18―101号　グリンピア稗田２、前住所山口県下関市宝町34番５―101号
債務者　岩崎　秀人
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第７１号
山口県下関市綾羅木新町１丁目２番12号
債務者　藤田　博學
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
山口県下関市東大和町１丁目２番10―801号、前住所大分市徳島３丁目17番３号
債務者　深松　由記（旧姓池田・吉良）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
山口県下関市綾羅木本町１丁目11番３号
債務者　磯部　孝弘
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第８１号
山口県下関市安岡駅前１丁目９番６号
債務者　原田めぐみ
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第８４号
山口県下関市長府南之町２番１号
債務者　森脇　武則
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
佐賀県唐津市八幡町638番地47　美帆が丘市営住宅137号
債務者　岩本　　開
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第１８号
佐賀県唐津市鳩川8340番地１　相賀県営住宅45号
債務者　太畑　博敏
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第１９号
佐賀県唐津市鳩川8340番地１　相賀県営住宅45号
債務者　太畑　潤子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第２８号
佐賀県唐津市梨川内529番地１
債務者　野崎　京子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第６８号
福島県いわき市小名浜岡小名字塩田１番地の１　雇用促進住宅１―202
債務者　遠藤由香理
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第６３号
富山市鵜島1661番地５　ライム101号
債務者　吉﨑　信一
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
富山地方裁判所民事部